

## サーパス長門石 管理規約別冊別表

**別表第1** 対象物件の表示

物件名		サーパス長門石	
敷地	所在地	登記簿地番	久留米市長門石二丁目361番12
		住居表示	久留米市長門石二丁目2番80-(室番号)号
	面積	公簿面積	1,824.35㎡
		実測面積	1,824.35㎡
	権利関係	建物の専有延床面積に対する取得専有面積の割合による共有	
建物	所在地	上記地上	
	用途	共同住宅	
	構造・規模	鉄骨鉄筋コンクリート 14建 搭屋付	
	面積	建築面積 741.98㎡ 延床面積 7,614.44㎡	
	戸数	総戸数 74戸	
	建築確認番号	第170号(昭和62年7月15日)	
	権利関係	専有部分 区分所有権	
	国土利用計画表	なし	
付属施設	消火栓・塵芥置場・自転車沖置場・外灯設備・塀・樹木等建物に附属する施設		

**別表第2** 共用部分の範囲

- (1) 建物躯体、外壁、バルコニー、エントランスホール、エレベーターホール、共用廊下、階段、階段室、エレベーター機械室、電気室、屋上及びその他専有部分に属さない建物部分
- (2) エレベーター、給排水、衛生等の諸設備、電気・電話幹線等の諸設備、防火防災等の諸設備及びその他建物の付属品
- (3) 合併処理槽、高架水槽、受水槽、ポンプ室、塵芥置場、自転車置場、集合郵便受、共同視聴アンテナ設備、花壇、外灯及びその他これらの施設に附属する構築物及び付属設備一切
- (4) 集会室、管理人室及びそれらの付属物

### 別表第3 バルコニー等の専用使用权

専用使用部分 【区分】	バルコニー及び ルーフバルコニー	玄関扉・窓枠・窓ガラス	集合郵便受
1 位置	各専用部分に接する バルコニー	各専有部分に付属する玄関扉・窓 枠・窓ガラス	1Fに設置された 郵便受
2 用法	通常のバルコニー としての用法	通常のそれぞれの用法	通常の郵便受 としての用法
3 期間	区分所有権存続中	同左	同左
4 条件	無償	同左	同左
5 専用使用者	直接する各区分所有者	同左	各区分所有者

### 別表第4 タイプ別管理費等（規約第26条による）

タイプ	専有部分 面積 m <sup>2</sup>	専用使用部分 バルコニー 面積 m <sup>2</sup>	ルーフ バルコニー 面積 m <sup>2</sup>	共有部分	管理費 月額：円	修繕積立金 月額：円
A1・A2	83.34	16.44		建物の専有延床 面積に対する取得 専有面積の割合による共有	5,417	9,834
B1・B2	84.18	12.08			5,471	9,933
C1・C2	84.46	12.40			5,489	9,966
D1・D2	80.01	13.56			5,200	9,441
13F E1・E2	98.12	15.08	14.73		6,377	11,578
14F E1・E2	98.12	21.26			6,377	11,578

平成12年2月1日適用